

【件名】行政評価制度の見直しについて

【要旨】

行政評価制度の見直しについて、以下のとおり検討状況をまとめたので報告する。

1 目的

中野区基本計画の策定に合わせ、行政評価の結果をより直接的に基本構想の実現につなげる仕組みへ見直す。

2 行政評価制度の変遷

別表のとおり

3 課題

- (1) 対象事業を選定し、評価をしているため、網羅性に欠ける。
- (2) 事業を横断した施策レベルでの評価ができない。
- (3) 外部評価者による評価結果を合議により1つの結論にまとめるべきか検討する必要がある。

4 対応策

- (1) 内部評価の対象を基本計画に定める施策及び主な事業とする。これにより、対象事業の選定における恣意性を解消するとともに評価の網羅性を高める。
- (2) 外部評価については、各重点プロジェクトから対象となる施策を選定し、評価を行う。なお、令和8年度は、重点プロジェクト毎に、企画部が重点ポイントを1つ選定し、評価を行う。
- (3) 外部評価者については、より公平かつ多角的な意見を取り入れるため、学識経験者3名、公募区民3名（1名増）の6名体制としたうえで、それぞれ独立した立場で評価する方式を継続する。

5 参考（23区の実施状況）

行政評価を実施している：20区（うち外部評価も実施しているのは9区）

行政評価を実施していない：3区

別表 中野区の行政評価制度の主な変遷

年度	制度概要・変更点
平成 13 年度	行政評価（内部評価のみ）を一部の施策・事務事業を対象として開始。18 施策、107 事務事業。
平成 14 年度	内部評価の対象を全ての施策・事務事業に変更。107 施策、557 事務事業。
平成 15 年度	外部評価を全ての施策を対象として開始。
平成 17 年度	内部評価及び外部評価の対象を全分野に変更。42 分野、123 施策。
平成 25 年度	外部評価の対象を一部の分野・施策に変更。15 分野、46 施策。
令和元年度	外部評価の対象を組織横断的なテーマ「子育て」に関連する事業に変更。35 事業。
令和 2 年度	内部評価の対象を企画部が指定する 12 事業に変更。外部評価の対象を「公園維持管理事業」として実施。内部評価・外部評価以外の事業で自己点検を実施。
令和 4 年度	内部評価の対象を各部が選定する 48 事業、外部評価の対象を企画部が選定する 9 事業に変更。内部評価以外の事業を対象に自己点検を実施。
令和 7 年度	内部評価：各部選定の 47 事業、外部評価：企画部選定の 5 事業、内部評価以外の事業で自己点検を実施。